

中華人民共和國税関総署令 第 129 号

『中華人民共和國税関の保税物流センター（A 型）に関する暫定管理規則』はすでに 2005 年 6 月 6 日署務議会を通過し、ここに予め公布するとともに、2005 年 7 月 1 日より施行する。

署長 牟新生

二〇〇五年六月二十三日

中華人民共和國税関の保税物流センター（A 型）に関する暫定管理規則

第一章 総 則

第一条 現代における国際物流の発展に適応し、税関の保税物流センター（A 型）及びその入出貨物の管理と保税倉庫保管物流企業の経営行為を規範するため、『中華人民共和國関税法』と国家関連法律、行政法規に基づき、本規則を制定する。

第二条 本規則の全てで称する保税物流センター（A 型）（以下、「物流センター」と称する。）とは、税関の批准を通して、中国国内企業が保税倉庫保管物流業務を経営、専門従事する税関管理・監督場所を指す。

第三条 物流センターはサービス範囲により公用型物流センターと自社用型物流センターに分ける。

公用型物流センターとは、専門的に倉庫保管物流業務に従事する中国国内企業法人経営であり、社会一般に保税倉庫保管物流総合サービスを提供する税関管理・監督場所を指す。

自社用型物流センターとは、中国国内の企業法人経営であり、本企业或いは本企业グループのメンバーに保税倉庫保管物流サービスを提供する税関管理・監督場所を指す。

第四条 以下に列挙する貨物は、税関の批准を通して物流センターに保管することができる。

（一） 国内輸出貨物

（二） 中継貨物と国際トランスファー貨物

- (三) 外商暫定保管貨物
- (四) 加工貿易輸出入貨物
- (五) 国際航行船舶と航空機器に提供する物品材料、メンテナンス用部品
- (六) メンテナンスに提供する外国製品の輸入販売輸送部品
- (七) 通関手続きを完了していない一般貿易輸入貨物
- (八) 税関の批准を経たその他の通関手続きを完成していない貨物。

物流センターの経営企業は、税関が批准する保管貨物の範囲と商品種類により保税倉庫の保管物流業務を展開しなければならない。

第二章 物流センターの設立

第五条 物流センターは国際物流需要量が比較的大きく、交通の便がよい、税関管理・監督に便利な場所に設置しなければならない。

第六条 物流センターの経営企業は以下の資格条件を具備しなければならない

- (一) 工商行政管理部門の登記登録を経て、独立した企業法人資格を有すること。
- (二) 登記資本が 3000 万 RMB 以上であること。
- (三) 税関への税金納付とその他の法律義務を履行する能力を有すること。
- (四) 専門的な保管貨物の営業場所を有し、営業場所の土地使用权を保有すること。

他人の土地、場所を賃借して経営する場合は、賃貸期間が 3 年以上であること。

- (五) 特殊許可の商品の保管業務を経営する場合は、規定する特殊経営許可証書を保有する必要があること。
- (六) 自社用型物流センターを経営する企業は、年間輸出入金額（深加工結転（転廠）を含む）が東部地区で 2 億 US ドル以上、中西部地区で 5000 万 US ドル以上であること。

- (七) 税関管理・監督の要求に合致する管理制度と会計法規・規定に合致する会計制度を有すること。

第七条 物流センターの企業を経営する設立申請には、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 税関の物流センター管理・監督企画の建設要求に合致すること。
- (二) 公用物流センターの倉庫保管面積は、東部地区は 20000 平方メートル、中西部地区は 5000 平方メートル以上であること。
- (三) 自社用型物流センターの倉庫保管面積（積上場所を含む）は、東部地区は 4000 平方メートル、中西部地区は 2000 平方メートル以上であること。
- (四) 税関管理・監督の要求に合致するコンピューター管理システムを有し、税関に検閲データの端末装置を提供するとともに、税関が規定する認証方式とデータ標準に基づき、「電子口岸（通関）」作業を通して税関とインターネットでつなぎ、税関の統一的作業における国税、外貨管理などの部門とのデータ交換、及び情報の相互享受の実現を便利にすること。
- (五) 税関管理・監督要求に合致する安全隔離施設、映像管理・監督システムなどの管理・監督、事務施設を設置すること。
- (六) 国家の土地管理、企画、消防、安全、品質検査、環境保護などの方面における法律、行政法規、規章及び関連規定に合致すること。

第八条 物流センターを設立申請する企業は、税関直属に書面申請を提出するとともに、企業印章を捺印した以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 申請書（様式は付属 1 を参照する）
- (二) 公市級（区を設置する市）の人民政府意見書（FS 報告を添付する）
- (三) 企業規約のコピー
- (四) 企業法人営業許可証のコピー
- (五) 法定代表人身分証明のコピー
- (六) 税務登記証のコピー

(七) 口座開設銀行証明のコピー

(八) 会計師事務所が発行する資格検査報告などの資格信用証明書

(九) 物流センター内部の管理制度

(十) 選定地が土地利用総体計画に合致する旨の証明書及び地理位置図、平面計画図

(十一) 通関手続き団体の登記登録証書コピー。

第九条 物流センターの設立申請は直接税関が受理し、税関総署に報告し審査批准を得る。

第十条 企業は税関総署が企画・建設を行う物流センターの文書を批准した日から1年以内に直接税関申請の検収を行い、直属税関が同省級税務、外貨管理などの部門と共同で本規則の規定に基づき審査検収を行う。

物流センターの検収に合格した後、税関総署は企業に「保税物流センター（A型）検収合格証書」（様式は付属2を参照する）と「保税物流センター（A型）登記登録証書」（様式は付属3を参照する）を発行し、保税物流センター（A型）の登録標識（様式は付属4を参照する）を授与する。

物流センターの検収合格後は、当人は関連業務を展開することを許可される。

第十一条 物流センターの設立批准を得た企業が正当な理由により期日に基づき検収申請をしなかった場合、税関直属の意見を通して検収を延長することができるが、延長期間は6ヶ月を超えてはならない。特殊な状況があつて二次延期が必要な場合は、税関総署に報告し批准を得る。

物流センターの設立批准を得た企業は正当な理由がなく検収申請の期日を過ぎた或いは検収に合格しなかった場合、その物流センターの設立申請を撤回したと見なされる。

第三章 物流センターの経営管理

第十二条 物流センターは転貸や、他人の経営の転借により行うことはできない。支部センターを設置してはならない。

第十三条 物流センターを経営する企業は以下の業務を展開することを許可する。

- (一) 輸出入貨物及びその他の通関手続きを完了していない貨物の保税保管
- (二) 全ての保管する貨物に対する流通性簡単加工と増値サービスの展開
- (三) 全世界での買付けと国際調達、配送
- (四) 中継貿易と国際トランスファー業務
- (五) 税関の批准を経たその他の国際物流業務。

第十四条 物流センターの経営企業は物流センター内において以下の業務を展開してはならない。

- (一) 商業小売
- (二) 生産と加工製造
- (三) メンテナンス、再生加工や解体
- (四) 国家禁止の輸出入貨物、及び公共安全、公共衛生或いは健康、公共道徳或いは秩序を危害する国家制限の輸出入貨物に関する保管
- (五) 法律、行政法規が明確に規定する保税政策を享受できない貨物
- (六) その他の物流センターと関係のない業務。

第十五条 物流センターの責任者及びその作業者は税関関連法律・行政法規を熟知し、税関管理・監督規定を遵守しなければならない。

第四章 税関の物流センターに対する管理・監督

第十六条 税関はインターネットによる管理・監督、映像による監督制御、実地検査などの方式を用いて物流センターに入出する貨物、物品、輸送ツールなどの動態管理・監督を実施する。

第十七条 税関は物流センターに対しコンピューターインターネット管理・監督を実施する。物流センターは税関の管理・監督要求に合致するコンピューター管理システムを確立し税関のインターネットとつなぎ合わせ、完全に事実に基づく貨物の搬入、搬出、転化、電子データの保存を形成し、税関が関連業務のデータの調査、統計、収集、交換、審査などの管理・監督作業を展開することを保証しなければならない。

第十八条 主管税関は映像監督制御システムを通して物流センターの遠隔管理・監督を実施する。

納税義務人は税金納付書を受け取った後、署名捺印して手続きを行わなければならない。

第十九条 「保税物流センター（A型）の登記登録証書」の有効期限は2年とする。

物流センターを経営する企業は、毎回「保税物流センター（A型）登記登録証書」の有効期限の30日前に直属税関に延期審査申請手続きを行わなければならない。

物流センター経営企業の延期審査手続きには、企業印章を捺印した以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 会計師事務所の審査を経た本年度の資産負債表と損益表のコピー
- (二) 通関登記登録証書の正本
- (三) 工商行政管理部門を通して本年度の年間検査の合格ラベルを添付した営業許可証及び企業法人の営業許可証写しのコピー
- (四) 企業の輸出入業務状況報告書
- (五) 税関が要求するその他の説明資料。

審査に合格した企業には2年間の延長を許可する。

第二十条 物流センターが経営団体名称、住所、倉庫保管面積などの事項を変更する必要がある場合、企業が申請するとともに直属税関が税関総署に報告して審査批准を得る。その他の事項についての変更は、直属税関に報告し記録する。

第二十一条 物流センターの経営企業が正当な理由がなく連続6ヶ月業務を展開しない場合、物流センターの経営企業は物流センターの設立申請を撤回したと見なされる。直属税関が税関総署に報告して取消し手続きを行うとともに「保税物流センター（A型）検取合格証書」と「保税物流センター（A型）登記登録証書」を回収する。

物流センターの経営企業が理由あって業務を終止する場合、物流センターは書面申請を提出し、税関総署の審査批准を通して、取消し手続きを行うとともに「保税物流センター（A型）検取合格証書」と「保税物流センター（A型）登記登録証書」を返却する。

第二十二條 物流センター内の貨物保税保管期限は1年とする。確かな正当理由がある場合、主管税関の同意を経て延長することができる。特殊情況を除き、延長は1年を超えてはならない。

第五章 税関の物流センターに入出する貨物についての管理・監督

第一節 物流センターと国外間で入出する貨物

第二十三條 物流センターと国外間で入出する貨物は、物流センターの主管税関で関連手続きを行わなければならない。物流センターと港が同一主管税関でない場合、主管税関の批准を通して、港の税関で関連手続きを行うことができる。

第二十四條 物流センターと国外間で入出する貨物は、輸出被動割当額管理と中華人民共和国が参加する或いは締結する国際条約及び国家が別に示す明確な規定を実行するほか、輸出入割当額、許可証管理を実行しない。

第二十五條 国外から入出する物流センター内の貨物に対するその関税と輸入環節税関徴税は、以下の規定に基づき手続きを行う。

- (一) 本規定第四条に列挙する貨物を保税とすること。
- (二) 物流センター企業が輸入する自社用事務用品、交通、輸送ツール、生活消費用品など、及び物流センターが展開する総合物流サービス処に必要な輸入機器、積降設備、管理設備などは、輸入貨物の関連規定と税収政策に基づき関連手続きを行うこと。

第二節 物流センターと国内間で入出する貨物

第二十六條 物流センター内の貨物が税関区間を越えて受取られる場合、物流センターの主管税関で手続きを行うことができ、税関のその他の規定に基づき関連手続きを行うこともできる。

第二十七條 企業は主管税関の批准に基づく必要があり、ロットに分けて貨物を入出することができるとともに、税関規定に基づき月ごとに集中通関するが、集中通関は年度を越えて手続きしてはならない。

第二十八條 物流センターの貨物を国内に搬入させることは輸入と見なし、貨物の実際貿易方式と実際状態に基づき輸入通関手続きを行う。貨物が許可証管理商品に属する場合、企業は税関に有効な許可証を提出しなければならない。集中通関を実行する輸出入貨物は、毎回、貨物の輸出入するとき税関が申告を受け入れた日に実施する税率、レートを適用しなければならない。

第二十九条 貨物を国内から物流センターに搬入させることは輸出と見なし、輸出通関手続きを行う。輸出関税を納付する必要がある場合、納税規定に基づかなければならない。許可証管理に属する商品は、税関に有効的な輸出許可証を提出しなければならない。

国内から物流センターに輸送搬入する元輸入貨物は、国内出荷元が税関に輸出通関手続きを行い、主管税関の検査を通す必要がある。すでに納付した関税と輸入環節税関徴税は返却しない。

法律、行政法規は別に規定するほか、以下の規定に基づき手続きを行う。

(一) 以下の状況がある場合、税関は輸出払い戻し税の手続きに使用する輸出貨物通関票証明綴りを発行する。

- 1、貨物を国内から物流センターに進入させすでに通関手続きが完了した場合。
- 2、輸出貨物を税関転移（転関）し、発送地の税関が物流センターの主管税関で物流センターに転移貨物が搬入したことを確認した転関領収書をすでに受取った後の場合。
- 3、国内から物流センター企業に輸送搬入し自社用の国産機器設備、積降設備、管理設備、検査測定設備などを提供する場合。

(二) 以下の状況がある場合、税関は輸出増値税払戻しの手続きに使用する輸出貨物通関票証明綴りを発行しない。

- 1、国内から物流センターに輸送し物流センターの自社用の生活消耗用品、交通輸送ツールを提供する場合。
- 2、国内から物流センターに輸送搬入し自社用の輸入機器設備、積降設備、管理設備、検査測定設備などを提供する場合。
- 3、物流センター間、物流センターと輸出加工区、保税物流パーク、物流センター（B型）と国内貨物入庫環節輸出増値税払戻し政策をすでに実行した輸出管理・監督倉庫などの税関特殊管理・監督区域或いは税関保税管理・監督場所の貨物を往来させる場合。

第三十条 企業は国家税務総局の関連税收管理に基づき輸出増値税払戻しの手続きを行う。国家外貨管理局の関連外貨管理に基づき収支為替の手続きを行う。

第三十一条 以下の貨物は物流センターから国内に輸入するとき法に基づき関税と輸入環節税関徴税を免除する。

- (一) 保証期間内において無料修理に使用する関連外国製品、且つ無代価弁償の貨物関連規定に合致する部品
- (二) 国際航行船舶と航空機器に使用する物品材料
- (三) 国家が規定するその他の免税貨物。

第三十二条 物流センターと保税區、輸出加工區、保税物流パーク、物流センター（A型、B型）、保税倉庫と国内貨物の入庫環節輸出増値税払戻し政策をすでに実行した輸出管理・監督倉庫などの税関特殊管理・監督區域或いは税関保税管理・監督場所間の貨物の往来は、関連規定に基づき手続きする。

第六章 法律責任

第三十三条 保税倉庫保管貨物に保管期間において損壞或いは火災損失が発生した場合、不可抗力を除き、物流センターの経営企業は法に基づき税関に損壞、火災損失を引き起こした貨物税金を支払い、それに対応する法律責任を負担しなければならない。

第三十四条 本規則規定に違反する場合、税関は『中華人民共和國税関法』、『中華人民共和國税関行政処罰實施條例』に基づき処理する。犯罪である場合は、法に基づき刑事責任を追究する。

第七章 付則

第三十五条 本規則は以下の用語の意味を含む

「流通性簡單加工と増値サービス」とは、貨物を等級別分類、分解選別、梱包、計量、ユニット梱包、フィルム梱包、マークプリント、ラベルプリント貼付、梱包交換、総合包装などを行う補助性簡單作業の総称を指す。

「国際トランスファー貨物」とは、国外から發送し、中継港を通して国際航路の輸送ツールに積み替えた後、継続的に第三国或いはその他の地區の港に輸送する貨物を指す。

第三十六条 本規定は税関總署が責任をもって説明する。

第三十七条 本規則は2005年7月1日より施行する。

- 付属：1. 「保税物流センター（A型）申請書」
2. 「保税物流センター（A型）検収合格証書」
3. 「保税物流センター（A型）登記登録証書」
4. 保税物流センター（A型）標識